

令和元年度

棚倉町幼児教育・保育無償化利用案内（保護者向け）

この案内では、令和元年10月1日から開始される幼児教育・保育無償化に係る幼稚園、保育園、認可外保育施設等の利用に関する手続や必要な書類等について記載しています。内容を確認し、必要となる申請をしてください。

1 幼児教育・保育の無償化及び副食費免除の対象範囲について

(1) 幼児教育・保育の無償化について

無償化の対象者及び上限額については、下記の表のとおりです。なお、幼稚園預かり保育、認可外保育施設等を利用する方は、無償化にあたり「保育の必要性の認定」が必要となります。

	棚倉保育園	棚倉町立幼稚園・あさかわこども園等		新制度未移行幼稚園		認可外保育施設等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○	○	○ (※) (上限 11,300円)	○ (上限 25,700円)	○ (※) (上限 11,300円)	○ (※) (上限 37,000円)
町民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	○					○ (※) (上限 42,000円)

○無償化対象、※保育の必要性の認定が必要となります。

- 現在、実費として保護者より徴収している費用（保育園延長保育料、通園送迎費、給食費、行事費、教材費など）は無償化の対象とならず、これまでどおり保護者の実費負担となります。

(2) 給食費のうち副食費の免除対象範囲について

3～5歳で年収360万円未満相当世帯のお子さんと、第3子以降（注1）のお子さんに該当する場合は、給食費のうち副食費の徴収が免除になります。（0～2歳のお子さんは対象とはなりません。）

なお、対象者には後日通知をいたします。特に手続きは必要ありません。

（注1）幼稚園は小学3年生、保育所は就学前児童から数えて第3子以降の子ども。（年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。）

2 無償化するために必要な申請について

- 保育園、幼稚園の利用者負担額を無償化するための手続きは特に必要ありません。
- 幼稚園預かり保育を利用する場合には、申請をする必要があります。裏面の手続き方法を参照してください。

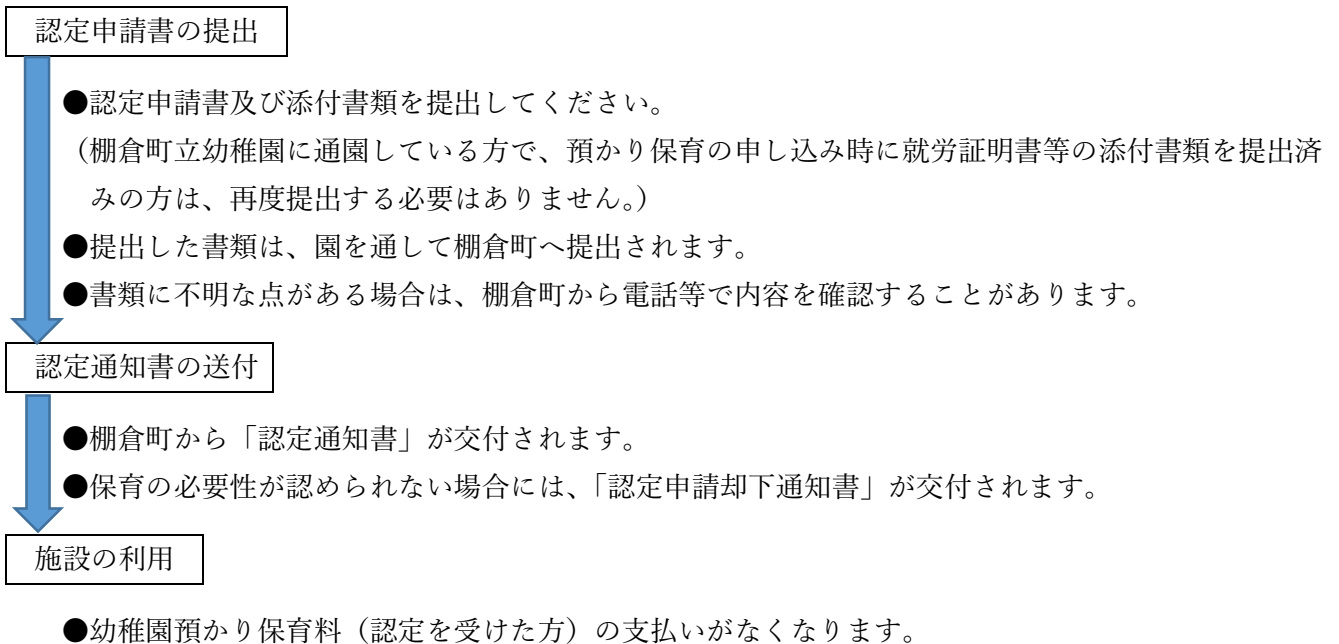
3 手続きの流れ

① 【幼稚園預かり保育を利用されていない方及び、今後預かり保育を利用する予定がない方】

⇒手続きの必要はありません。

※今後預かり保育を利用する予定の方は、②【幼稚園預かり保育を利用している方】に準じて申請してください。

② 【幼稚園預かり保育を利用している方】



4 認定申請について

保護者が以下に示すような状況などにより保育を必要とする場合に、棚倉町が保育の必要性を認定します。預かり保育を利用している方は、無償化にあたり保育の必要性の認定が必要となります。

保護者の状況	認定の有効期間
1月において、48時間以上労働していることを常態としているとき	最長で就学前まで (必要理由がある期間)
妊娠中であるか又は出産後間がないとき	出産後8週を経過する月の月末 (前後概ね2か月)
疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているとき	最長で就学前まで (必要理由がある期間)
同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護しているとき	最長で就学前まで (必要理由がある期間)
震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっているとき	最長で就学前まで (必要理由がある期間)
求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っているとき ※1	利用開始から3か月以内
就学しているとき	通学している期間

※1 認定の有効期間内に就労証明書の提出をせず有効期間の満了を迎えた場合、保育の必要性に該当しなくなりますので認定を受けることができなくなります。

5 申請に必要な書類

①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)

②添付書類

※保護者の状況に沿った下記表の添付書類を添付してください。

※下記以外の保護者の状況により保育を必要とする場合は、ご相談ください。

※棚倉町立幼稚園に通園している方で、預かり保育の申し込み時に就労証明書等の添付書類を提出済みの方は、再度提出する必要はありません。

保護者の状況	必要な添付書類
1月において、48時間以上労働していることを常態としているとき	<input checked="" type="checkbox"/> 就労証明書（父母各1枚ずつ） 自営業の場合は、自営業就労申立書
妊娠中であるか又は出産後間がないとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書 <input checked="" type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (氏名及び分娩(出産)予定日が確認できる部分)
疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有しているとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書 <input checked="" type="checkbox"/> 通院(入院)証明書・診断書等、又は身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳等の写し
同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護しているとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書 <input checked="" type="checkbox"/> 介護される方の通院(入院)証明書、又は障害者手帳・介護保険証(認定済)等の写し
震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっているとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書 <input checked="" type="checkbox"/> 被災証明書
求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っているとき	<input checked="" type="checkbox"/> 求職活動状況申立書
就学しているとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保育を必要としている事由申立書 <input checked="" type="checkbox"/> 学生証の写し、又は在学を証明できる書類、又は職業訓練を受講していることが分かる書類

6 問い合わせ先

書類の書き方等ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

棚倉町役場 子ども教育課 子ども係

電話：0247-33-7881 FAX：0247-33-3715

E-mail：tanagura-be@fcs.ed.jp

【窓口開庁・電話受付時間：月～金（祝日除く）午前8時30分から午後5時15分まで】